

## 東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長と運用緩和を求める 意見書

本県では、平成23年3月11日の東日本大震災発生後、災害救助法が適用された7県から避難してきた方々については、住宅を失った者、福島県から避難してきた者等を要件として、民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の供与を行っており、平成26年3月17日現在で、岩手県、宮城県、福島県及び千葉県の合計251世帯597の方が当該制度を利用している。

現在、応急仮設住宅を利用する避難者は皆、深い悲しみと将来への不安を抱えながら慌てて避難してきた方々であり、避難後、新たに発生した身体の不調等により住宅周辺環境の改善を求める等、転居に対するさまざまなニーズが発生している。

しかしながら、応急仮設住宅においては転居が認められておらず、また、被災地の復興が遅々として進まない状況下において、いつの段階で当該支援が打ち切られるのかわからないため、避難者は大きな不安を抱えたまま、厳しい生活を余儀なくされている。

よって、避難者が安心して生活できるよう配慮を求める立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 避難者の住宅が確保される等、被災地の復興が完了するまでの間、東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間を延長すること。
  - 2 民間賃貸住宅等を借り上げて供与している応急仮設住宅について、やむを得ない理由による転居を認める等、柔軟に運用すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月28日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣 } 宛て  
復 興 大 臣 }